

外郭団体10団体の経営改革に関する方針案について

本市では、平成21年3月から外部の有識者による「横浜市外郭団体等経営改革委員会」において、外郭団体ごとの経営課題について審議を行い、提言をいただいた団体から順次、本市としての「経営改革に関する方針」を決定しています。

これまで、昨年9月に13団体、12月に9団体と、計22団体について提言をいただき、昨年10月には、12団体の「経営改革に関する方針」を決定いたしました。

このたび、新たに10団体の「経営改革に関する方針案」を決定したため、ご報告いたします。

1 団体ごとの方針案（団体分類）

民間主体の運営が望ましい団体（2団体）

- ・ 横浜市場冷蔵(株) ・ (株)横浜港国際流通センター

事業等の再整理が必要な団体（3団体）

- ・ (財)横浜市資源循環公社 ・ 横浜市住宅供給公社 ・ (財)横浜市ふるさと歴史財団

引き続き経営努力が必要な団体（5団体）

- ・ (財)横浜市男女共同参画推進協会 ・ (財)寿町勤労者福祉協会
- ・ (財)木原記念横浜生命科学振興財団 ・ (財)横浜市消費者協会
- ・ (財)横浜市シルバー人材センター

2 今後のスケジュール（予定）

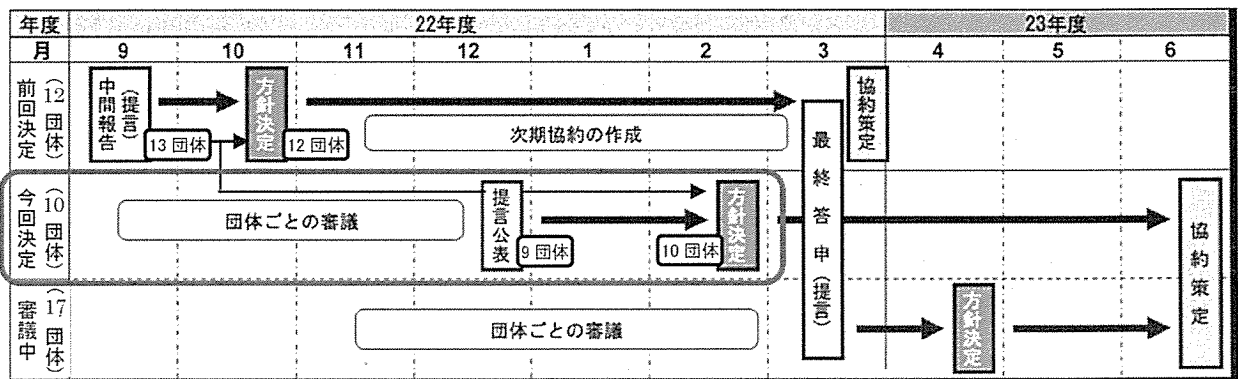
(1) 方針案を報告した10団体

市の方針に基づき、団体所管局と各団体が協議を進め、6月を目途に次期協約を策定します。

(2) 現在委員会で審議中の17団体

本年度内に審議を終了し、4月に方針案を決定する予定です。

【イメージ】



3 添付資料

- (1) 経営改革に関する方針案
- (2) 横浜市外郭団体等経営改革委員会からの提言

【参考】横浜市外郭団体等経営改革委員会について

(1) 委員会概要

設置根拠	横浜市外郭団体等経営改革委員会設置要綱
委員	大野 功一 (関東学院大学学長 (経済学部教授)) 【委員長】
	遠藤 淳子 (遠藤淳子公認会計士事務所 公認会計士)
	岡村 勝義 (神奈川大学 経済学部教授)
	丸山 康幸 (フェニックス・シーガイア・リゾート株式会社 取締役会長)
	山本 安志 (山本安志法律事務所 弁護士)
役割	1 経営改革に関する方針の検討及び提言に関すること 2 経営改善行動計画、協約の策定に関すること 3 経営改善行動計画、協約の達成状況評価に関すること

(2) 審議対象団体

時限設置団体などを除く全外郭団体及び(財)横浜市道路建設事業団 (39 団体)

(3) 委員会開催状況

平成 21 年 3 月 11 日 (第 1 回) ~平成 23 年 1 月 28 日 (第 25 回)

経営改革に関する方針案 および

横浜市外郭団体等経営改革委員会の提言

(1) 横浜市場冷蔵株式会社	4
(2) 株式会社横浜港国際流通センター	6
(3) 財団法人横浜市資源循環公社	8
(4) 横浜市住宅供給公社	10
(5) 財団法人横浜市ふるさと歴史財団	12
(6) 財団法人横浜市男女共同参画推進協会	14
(7) 財団法人寿町勤労者福祉協会	16
(8) 財団法人木原記念横浜生命科学振興財団	18
(9) 財団法人横浜市消費者協会	20
(10) 財団法人横浜市シルバー人材センター	22

【横浜市経済観光局】 団体ごとの経営改革に関する方針案

横浜市場冷蔵株式会社

団体概要（平成22年7月1日現在）

所在地	横浜市神奈川区山内町1番地1	設立	昭和24年5月1日
基本金	50,000 千円（うち本市出資額・割合	24,950 千円	49.9 %）
市所管課	経済観光局中央卸売市場本場運営調整課		
主要事業	<ul style="list-style-type: none"> 冷蔵事業（一般保管事業、荷役事業、自社作業事業、容積建保管事業、再保管事業） 凍氷事業（一般氷製造・販売事業） その他事業（他社作業事業、その他販売事業、利用運送事業、通関業務代行業業） 		
市が期待する役割	市民に安全で安心な生鮮食料品を供給し食生活の安定と食文化の発展に寄与する為、食品等の冷蔵・冷凍保管、氷の製造・販売など、食品流通上の重要な機能を確保するとともに、市場の再編・機能強化への対応と民間主体の経営への円滑な移行を図り、市場の発展に寄与すること。		

民間主体の運営が望ましい団体

（協約を締結 **する** ・ しない）

中央卸売市場の再編・機能強化事業の動向を見極めつつ、将来的に民間主体での安定経営を行なうための経営改革を推進する。

- 市場内貨物の減少や冷蔵庫会社を取巻く環境変化に対応したノウハウの蓄積、物流事業の展開等により競争力を高め、市場外顧客を新規開拓します。
- 市場の再編・機能強化に向けた市場関係事業者の動向を考慮しつつ、営業方針、組織体制、経営資源の見直しを計画的に進めます。
- 市の関与を低減し民間主体の運営へ移行するため、従業員の意識改革を進めるとともに、本市OB役員の見直し、再編完了後の本市出資比率引き下げに向けた健全な資本構成の検討・調整を進めます。

方針

【横浜市外郭団体等経営改革委員会 提言】

民間主体の運営が望ましい団体

市の関与を見直し、次期協約期間内に民間主体の経営へ移行すべきもの

具体的な取組

① 団体の役割（公益的使命、市の関与の見直し）

- 市場の再編・機能強化において求められる役割を果たすために、本市の一定の関与を残しつつ冷蔵庫事業者として同業他社に伍して行けるよう経営基盤の強化を図るため、市の出資比率を24.9%に引き下げるための調整を行ないます。

② 財務改善（市の財政支援）

- 市場内外貨物の取り込み、効率的な業務体制、経営資源の見直しを進め、財務体質の強化を図ります。

③ 人事組織（市の人的支援）

- 従業員教育制度の確立、計画的な経営者の養成、組織・人事制度の見直しに合わせ、段階的に本市OB役員を引き上げ、適正な人材の登用を図ります。第一段階として平成23年度中に市OB役員を1名削減します。

団体と協約項目案の上確定

- 市場内貨物の取扱いを確実にを行うとともに、市場外顧客の新規開拓を推進します。
- 効率的な荷役・保安体制の整備、既存冷蔵庫の機能向上等により競争力をアップします。
- 計画的な経営者の養成の一環として、市の人的支援を低減（市OB役員1名削減）し、適正人材の登用を図るとともに、効率的な執行体制を確立するために、組織、人事制度の見直しを行います。
- 従業員の意識改革に持続的に取り組むとともに、多様なノウハウを持つ人材を育成します。
- 市の出資比率24.9%への低減に向け、健全で安定的な経営を行なっていくための出資構成等について検討・調整します。

スケジュール

項目	23年度	24年度	25年度	26年度以降
民間主体の経営に向けた経営改革	中期経営計画(H22-25)の実行と検証 実行 > 検証	実行 > 検証	実行 > 検証	
市の関与の低減	市OB役員の削減		中期経営計画策定	実行 →
人材施策の実施及び組織体制の検討	人材育成(登用)施策の実行と検証 検討・制度化 >	実施 > 検証	実施	出資比率の低減 ※ 再編完了後、実施。
	株式会社一部譲渡の条件、方法等の検討・調整			

横浜市場冷蔵株式会社

団体概要 (平成22年7月1日現在)

所在地	横浜市神奈川区山内町1-1	(TEL)	453-1225
URL	www.hamarei.co.jp	設立	昭和24年5月1日
代表者	代表取締役社長 市原 正博	(平成22年6月21日 就任)	
資本金	50,000 千円 (うち本市出資額・割合	24,950 千円	49.9%)
主務官庁	-		
市所管課	経済観光局中央卸売市場本場運営調整課		
設立目的	本市中央卸売市場本場及び南部市場の関連事業者として、市民への生鮮食料品の安定供給を確保するために、食料品の鮮度保持、製氷製造、流通上の重要な一端を担うことを目的としている。		

提言

横浜市外郭団体等経営改革委員会

団体分類	民間主体の運営が望ましい団体 〔小分類：市の関与を見直し、次期協約期間内に民間主体の経営へ移行すべきもの〕
------	--

※次期協約期間 (平成23年度から平成25年度まで)

経営改革の方向性 ①

近年の市場取扱量の著しい減少や、周辺に民間の同業他社が存在していることから、市が主体となって市場の冷蔵施設を整備・運営する必要性は低下しており、民間主体の経営へ移行すべきである。

【補足または条件・整備すべき環境】

- ・ 右肩上がりだった市場の取扱量は近年急激な減少に転じ、それを受けた市場の再編・機能強化によって、団体を取り巻く経営環境は大きな転換期にある。

経営改革の方向性 ②

市場の統合方針を受けた今後のあり方検討に際しては、民間主体への方向性を踏まえ、市の追加的な融資や負担の生じない方法を基本とすること。その上で、平成22年度中に、将来的な市の出資比率引き下げや人的支援等を明確にし、それへ向けた具体的な計画を再編計画の策定に合わせてとりまとめること。

【補足または条件・整備すべき環境】

- ・ 概ね5年以内に本場・南部市場を再編・機能強化する方針が決定されたことを受け(H22.7)、再編後の冷蔵施設の規模や事業展開について再編計画の策定に合わせて決定すること。
- ・ 現在、大黒支社を除き、建物や冷蔵・冷凍施設の多くは市の所有である。民間主体の経営への移行を具体化するにあたっては、市場再編による見直しを契機とし、出資率の引き下げ以外にも、施設の所有関係も含めて、従来の方方法にとらわれず、幅広くスキームを検討すること。

経営改革の方向性 ③

組織・業務の改善については、本市OB役員の削減を図るなど、人材登用(育成)計画に沿って推進すること。また、経営環境が厳しさを増している中で、財務・組織に関する経営マネジメントを強化すること。

【補足または条件・整備すべき環境】

- ・ 通常は営業収益が大幅に減少すれば、管理費を抑えるべきであるが、19年度から20年度にかけては、逆に管理費が上昇し利益が圧縮された。

～ 委員会における主な参考意見 ～

● 方向性①関連

- ・ 純粋に市場原理に委ね市の関与をなくしていくべきとの考え方が一方で、市場の機能性の維持や、零細企業の保護といった役割として市の一定の関与が必要との考え方もある。民間主体の運営へ移行していく中で、将来的にどこまで市の関与が必要か、市場開設者としての市の考え方を整理していく必要がある。

【横浜市港湾局】 団体ごとの経営改革に関する方針案

株式会社横浜港国際流通センター

団体概要（平成22年7月1日現在）			
所在地	横浜市鶴見区大黒ふ頭22番	設立	平成4年12月18日
基本金	7,685,000 千円（うち本市出資額・割合	3,510,000 千円	・ 45.7%）
市所管課	港湾局港湾経営課		
主要事業	<ul style="list-style-type: none"> 倉庫などの物流施設の賃貸及び管理運営 事務所、会議室などの施設の賃貸及び管理運営 		
市が期待する役割	株式会社横浜港国際流通センターがY-CCを適切に維持管理し、入居者の確保に努めることで安定した経営を維持し、横浜港の物流機能を強化するとともにみなと経済の活性化を図る役割。		

方針	<p>民間主体の運営が望ましい団体（協約を締結 する ・ しない）</p> <p>次期協約期間内に経営改革を進めるとともに、「国際コンテナ戦略港湾」として横浜港の競争力強化に取り組む一環として、当該団体を含めた本市港湾関係団体の方向性を確定します。</p> <p>本市が関与しながら、安定的な資金調達の枠組みを構築するとともに、営業力の強化や組織体制の合理化等を進め、経営改革を実現します。 こうした取組みを進めるとともに、（財）横浜港埠頭公社の民営化による新たな港湾の管理運営体制の構築の中で、当該団体も含めた本市港湾関係団体の一体経営など、方向性を確定します。</p>
	<p>【横浜市外郭団体等経営改革委員会 提言】</p> <p>民間主体の運営が望ましい団体</p> <p>財務状況等改善後に民間主体の経営へ移行するため、次期協約期間中は経営改革を進めるべきもの</p>
具体的な取組	<p>① 団体の役割（公益的使命、市の関与の見直し）</p> <ul style="list-style-type: none"> 横浜港の輸入貨物の増加促進を図るとともに、中小の物流関連事業者へも高機能な物流施設の活用機会を提供します。 市の関与の見直しを含め、団体のあり方を検討します。
	<p>② 財務改善（市の財政支援）</p> <ul style="list-style-type: none"> 長期資金計画を策定し、金融機関と調整して借換資金の調達の枠組みを再構築するとともに、借入金残高を着実に削減します。 積極的な営業活動により施設入居率を維持・向上させ、早期に単年度黒字を確保します。
	<p>③ 人事組織（市の人的支援）</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成23～25年度で段階的に役員や管理職を削減し、組織をスリム化します。 経営の安定化・継続性等の観点から、平成23年度中に職員の固有化を図ります。
団体と協約の上で協定	<ul style="list-style-type: none"> 物流棟の高い入居率を維持し、事務所棟の入居率を改善します。 団体のあり方を検討します。 単年度黒字を安定的に確保するとともに、借換資金の調達の枠組みを再構築します。 借入金残高を計画的に削減し、財務の改善を図ります。 組織のスリム化や固有職員化を図ります。

スケジュール	項目	23年度	24年度	25年度	26年度以降
	長期資金計画	策定	（随時更新）	→	
	組織体制の合理化	検討	（段階的な役員、管理職の削減）	→	削減
	固有職員化	→	実施		
	あり方検討	あり方検討	→		

株式会社横浜港国際流通センター

団体概要 (平成22年7月1日現在)

所在地	横浜市鶴見区大黒ふ頭22番	(TEL)	510-2000
URL	http://www.yokohama-cargo-center.jp	設立	平成4年12月18日
代表者	代表取締役社長 風間亨	(平成21年6月25日 就任)	
資本金	7,685,000 千円 (うち本市出資額・割合	3,510,000 千円	45.7%)
主務官庁	国土交通省港湾局民間活力推進室		
市所管課	港湾局港湾経営課		
設立目的	港頭地区における物流の中核施設として、また「総合保税地域」としての優位性と新たな物流ニーズに対応できる施設機能を兼ね備えた高機能複合型物流拠点として、横浜港の物流機能の強化に資する。		

提言 横浜市外郭団体等経営改革委員会

団体分類	民間主体の運営が望ましい団体 〔小分類：財務状況等改善後に民間主体の経営へ移行するため、次期協約期間中は経営改革を進めるべきもの〕
※次期協約期間 (平成23年度から平成25年度まで)	
経営改革の方向性 ①	
民間施設との競合が発生しており、経営の効率性の面からも、早急に、民間主体の運営への移行を含めた経営改革方針を決定すること。	
【補足または条件・整備すべき環境】	
・ 経営改革の方法やその時期については、客観的に立案した長期資金計画等の下で、市民負担の最小化の観点から選択すること。	
経営改革の方向性 ②	
役員および主要管理職ポストを中心として、求められる役割や必要とされる能力などを個別に精査し、組織運営と人材登用に関する施策を22年度中にとりまとめること。 特に、職員数や業務内容、事業規模に比して、役員や管理職の数が過大であるため、速やかにその適正化を図ること。	
【施策の検討にあたっての考え方】	
<ul style="list-style-type: none"> ・ ポストの改廃についても検討の対象とする。 ・ 固有職員や外部専門家など、広い範囲から人材を求める選択肢を検討する。 ・ ポストに求められる人物像に合わせ、計画的に人材育成を進める。 	

【横浜市資源循環局】 団体ごとの経営改革に関する方針案

財団法人横浜市資源循環公社

団体概要（平成22年7月1日現在）			
所在地	横浜市中区桜木町1丁目1番地56 みなとみらい21・クリーンセンタービル6階	設立	223-2021
基本金	10,000 千円（うち本市出資額・割合 10,000 千円 ・ 100.0%）		
市所管課	資源循環局総務課		
主要事業	<ul style="list-style-type: none"> 資源選別施設管理運営事業 粗大ごみ受付収集事業 南本牧廃棄物最終処分場管理運営事業 		
市が期待する役割	公共関与による信頼性・安全性の高い廃棄物の収集、運搬、処理、処分体制を確保するため、横浜市とともに3Rの推進を図り、市民の快適な生活環境の保全と公衆衛生の向上に寄与することを期待しています。		

方針	<p>事業等の再整理が必要な団体（協約を締結 する ・ しない）</p> <p>民間と競合する事業（公的関与が不可欠な事業を除く）については、平成22年度中に民間移管の条件や時期を整理し、条件が整った事業から、順次民間事業者に移行します。</p> <p>公社が本市から受託している事業には、民間事業者と競合している事業もあるため、公的関与が不可欠な事業を除き、受け皿となる民間事業者の動向等の精査を行った上で、平成22年度中に民間移管の条件や時期を整理し、条件が整い次第、順次民間事業者に移行します。また、公的関与が不可欠な事業については、より効率的・効果的な方法を検討します。</p> <p>【横浜市外郭団体等経営改革委員会 提言】</p> <p>事業等の再整理が必要な団体</p> <p>団体運営（公益的使命等）の実現強化に向け、事業の重点化を進めるべきもの</p>
----	--

具体的な取組	<p>① 団体の役割（公益的使命、市の関与の見直し）</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成23年度に輸送事務所関連の委託業務の民間委託化を拡大し、運搬業務については全ての事務所で、民間に委託することとします。 業務の見直しにより、平成22年度末にリサイクルプラザは廃止します。またグリーンコンポスト施設については平成23年度中に関係機関との調整を行い、今後のあり方を決定します。 粗大ごみ受付収集業務については、23年度に今後の公社の関与のあり方について検討していきます。 自主事業のリユース食器事業の拡充を図るとともに、地球温暖化対策事業を実施します。
	<p>② 財務改善（市の財政支援）</p> <ul style="list-style-type: none"> 民間委託の拡大による業務量の減に対応するとともに、公社の財務状況の改善を図るため、本社経費を削減します。 効率的な事業執行を図るため、支出に占める一般管理費及び人件費の割合を削減します。
	<p>③ 人事組織（市の人的支援）</p> <ul style="list-style-type: none"> 本市派遣職員及びOB職員については、3年間で50%以上削減します。 事業所の体制を見直し、管理職、職員ともに削減します。

団体と協約の上確定 協約項目案	本社経費を30%以上削減します。※（※平成21年度比）
	市派遣職員及び市OB職員を50%以上削減します。※
	人件費比率を5ポイント低下させます。※
	リデュースの普及啓発を開始し、年間5,000人以上を対象に行います。
	地球温暖化対策についての自主企画事業を開始し、啓発事業を年2回以上実施します。

スケジュール	項目	23年度	24年度	25年度	26年度以降
	輸送事務所の輸送業務民間委託化	→			
	リサイクルプラザの廃止	→			
	グリーンコンポストの見直し	→			
	組織見直し等による本社経費の削減			→	
	派遣職員等の削減			→	

財団法人横浜市資源循環公社

団体概要

(平成22年7月1日現在)

所在地	横浜市中区桜木町1丁目1番地56 みなとみらい21・クリーンセンタービル6階	(TEL)	223-2021
URL	http://www.shigenkousha.or.jp/index.html	設立	昭和55年10月1日
代表者	理事長 上野 和夫	(平成21年4月1日 就任)
資本金	10,000 千円 (うち本市出資額・割合	10,000 千円	・ 100.0%)
主務官庁	神奈川県環境農政局環境部資源循環課		
市所管課	資源循環局総務課		
設立目的	廃棄物の減量化、資源化を推進するとともに、適正な処理、処分を行うことにより、横浜市廃棄物処理事業の円滑な推進を支援し、併せて市民の快適な生活環境の保全と公衆衛生の向上に寄与する。		

提言

横浜市外郭団体等経営改革委員会

団体分類	事業等の再整理が必要な団体 (小分類：団体運営(公益的使命等)の実現強化に向け、事業の重点化を進めるべきもの) ※次期協約期間(平成23年度から平成25年度まで)
<p>経営改革の方向性 ①</p> <p>民間と競合する事業については民間へ移行していくことを基本とし、各事業について受け皿となる民間事業者の動向等の精査を行った上で、平成22年度中に民間移管の条件や時期を整理し、条件が整い次第、順次民間事業者に移行すること。</p> <p>【補足または条件・整備すべき環境】</p> <ul style="list-style-type: none"> 粗大ごみ受付収集事業における、災害時等のセーフティーネットとしての役割について、民間事業者や市による代替の可能性などを検討し、代替できない場合は理由を明確にすること。 資源選別施設および南本牧廃棄物最終処分場の管理運営事業について、再委託先や搬入業者の管理監督を行う方法として、より効率的・効果的な方法を検討するべきである。 	
<p>経営改革の方向性 ②</p> <p>事業の廃止・縮小などにもなう3年間の人員削減計画については、できる限り期間の短縮を図るとともに、市退職者が占める割合が非常に高いため、固有職員の活用もしくは外部人材の登用などにより、現状については見直しを図ること。</p> <p>～ 委員会における主な参考意見 ～</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 方向性①関連 <ul style="list-style-type: none"> 公社が行う事業の多くは、民間による代替が可能である。 粗大ごみの収集に関して、緊急時に対応する契約を優良な事業者と結ぶことなどで対応できるのではないかと。 選別精度の向上や資源物の管理などは、ノウハウの要素があるので、民間に教えることにより対応が可能か検討する必要がある。 ● 方向性②関連 <ul style="list-style-type: none"> 人員削減を行うのに3年もかける必要はなく、よりスピード感をもってスリム化すべきである。 業務のノウハウを有した市退職者に雇用を限定するよりも、ハローワーク等を通じて外部からも広く雇用していくべきである。 	

【横浜市建築局】 団体ごとの経営改革に関する方針案

横浜市住宅供給公社

団体概要（平成22年7月1日現在）

所在地	横浜市神奈川区栄町8番地1	設立	昭和41年12月1日
基本金	10,000 千円（うち本市出資額・割合	10,000 千円	100.0 %）
市所管課	建築局 住宅計画課		
主要事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間土地所有者との共同による公的賃貸住宅等の供給・管理運営、市営住宅管理 ・ 市の施策に基づいた拠点駅周辺の市街地整備などのまちづくり事業 ・ 公社所有のファミリー世帯向けの賃貸住宅などの賃貸事業 		
市が期待する役割	公益性が高く、社会的ニーズの増大が見込める分野（防災・環境・少子高齢など）において、安全・安心な市民の住まい・まちづくりの実現へ先導的に寄与・貢献すること ・ 住宅セーフティネットの推進（市民の居住の安定の確保等） ・ 拠点駅周辺・密集市街地等のまちづくりの推進 ・ コーディネイト機能を活かした地域課題の解決（中間支援組織として市民・NPO等との協働）		

方針

事業等の再整理が必要な団体

（協約を締結 **する** ・ しない）

民間で担える事業は、量的・質的に民間では充足されない場合に実施することを基本に、これまで培った公社の人材・ノウハウ等を活用し、市の政策に基づき、住宅セーフティネットの推進や地域課題の解決など安全・安心な市民の住まい・まちづくりの実現に寄与・貢献する。

- ・ 企業・NPO等との連携・協力を進め、先進的分野やセーフティネット、防災など、民間では充足されない分野への重点化を進めます。
- ・ 更なる経営改善に努め、単年度黒字を継続します。
- ・ 事業の重点化に対応した組織の見直しを行い、簡素で効率的な組織体制の構築を進めます。

【横浜市外郭団体等経営改革委員会 提言】

事業等の再整理が必要な団体

団体運営（公益的使命等）の実現強化に向け、事業の重点化を進めるべきもの

具体的な取組

① 団体の役割（公益的使命、市の関与の見直し）

- ・ 市営住宅管理においては、民間参画を基本とした指定管理者制度の安定運営に資するよう、必要最低限の業務を確保しつつ、これまでの業務ノウハウを活かした他の民間指定管理者への指導・調整により、入居者へのサービスの質の向上を図ります。
- ・ 市の高齢者居住安定確保計画に基づく高齢者向け優良賃貸住宅の供給を推進するなど、高齢者世帯や子育て世帯に配慮した住まいの供給・住環境づくりにおいて、民間企業やNPO等との連携・協力を進めます。
- ・ 住まい・まちづくり相談センター（「住まいるイン」）では、関係団体・NPOとの連携などにより市民への住まいに関する相談・支援を強化します。
- ・ 民間の参画が困難な拠点駅周辺の市街地整備や密集住宅市街地の防災まちづくりなどを地域住民と協働して進めます。築年数を経過したマンション等については建物の高経年化、耐震性、住民の高齢化など社会的課題に対応するとともに、団地の再生、建替え支援に取り組みます。また、ノウハウを活用し、「脱温暖化モデル住宅」など先導的な取組を通じて本市施策の推進に貢献します。

② 財務改善（市の財政支援）

- ・ 公社賃貸住宅等、資産の活用を進めるなど、引き続き単年度黒字を維持し、団体の自主・独立経営を推進します。

③ 人事組織（市の人的支援）

- ・ 役員の構成を含め、重点化に応じた執行体制の効率化を図ります。
- ・ 固有職員の役員・管理職への登用に関する取組とあわせて、計画的な人材育成を進めます。

協約項目案
団体と協議の上確定

- ・ 関係機関、NPO等との連携による住まい・まちづくり相談センター機能の充実
- ・ 長津田駅北口地区市街地再開発事業の竣工、建築物等引き渡し、完了
- ・ 引き続き市営住宅の入居者募集・建物維持保全等を担うこととあわせて、次期指定管理業務への参画
- ・ 自己資本を25年度までに3億円以上増加
- ・ 簡素で効率的な組織体制の構築

スケジュール

項目	23年度	24年度	25年度	26年度以降
住まい・まちづくり相談センター	連携方策検討	職員教育の実施、関係機関等との連携		
長津田駅北口地区		建築工事竣工	清算	
市営住宅指定管理者	実施状況検証	次期参画方針	応募（・選定）	実施
組織体制の構築	体制検討整理		25年度までに施行	

横浜市住宅供給公社

団体概要 (平成22年7月1日現在)

所在地	横浜市神奈川区栄町8番地1	(TEL)	451-7710
URL	http://www.yokohama-kousya.or.jp	設立	昭和41年12月1日
代表者	理事長 相原 正昭	(平成21年4月1日)	就任)
資本金	10,000 千円 (うち本市出資額・割合	10,000 千円	・ 100.0%)
主務官庁	国土交通省関東地方整備局建設部住宅整備課		
市所管課	建築局住宅計画課		
設立目的	住宅を必要とする勤労者に対し、住宅の積立分譲等の方法により居住環境の良好な集団住宅及びその用に供する住宅を供給し、もって住民の生活の安全と社会福祉の増進に寄与する。		

提言

横浜市外郭団体等経営改革委員会

団体分類	事業等の再整理が必要な団体 (小分類：団体運営(公益的使命等)の実現強化に向け、事業の重点化を進めるべきもの) ※次期協約期間(平成23年度から平成25年度まで)
経営改革の方向性 ①	
<p>民間で担える事業については、量的・質的に民間では充足されない場合に実施することを基本とし、民間企業・NPOなどの力を引き出し、可能なものから民間へ移行すること。</p> <p>【補足または条件・整備すべき環境】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間と競合する中堅所得者向けの一般的分譲住宅については、役割が終了したため、平成21年度をもって事業からの撤退を行った。 ・ まちづくり事業は、防災や福祉の観点から市が関与してでも行う公益的使命を有する。公社では、住民の合意形成に時間を要するなど民間が事業化しない場合について行っている。 ・ 民間提携住宅事業(高齢者向け優良賃貸事業)は、規制緩和により民間事業者も参入しているが、民間だけでは量的に計画戸数に達しない状態が続いている。今後、高齢者の居住安定化計画(平成23年度中に策定予定)に基づき、より適確な整備戸数の計画化が可能となる見込である。 	
経営改革の方向性 ②	
<p>事業の再整理に応じた組織の見直しを行うとともに、簡素で効率的な組織形態への転換を進めること。</p> <p>～ 委員会における主な参考意見 ～</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 方向性①関連 <ul style="list-style-type: none"> ・ 公社には、市の名前を冠した団体としての優位性が想定されることから、マンション等管理支援事業などでも、一般の民間事業者との間で必ずしも公平な競争状態にあるとはいえないのではないか。 ● 方向性②関連 <ul style="list-style-type: none"> ・ 理事長と専務理事がともに市OBであるが、その必要性・妥当性は見直すべきではないか。 	

財団法人横浜市ふるさと歴史財団

団体概要（平成22年7月1日現在）			
所在地	横浜市都筑区中川中央1-18-1	設立	平成4年9月30日
基本金	100,000 千円（うち本市出資額・割合 100,000 千円・100.0%）		
市所管課	教育委員会事務局生涯学習文化財課		
主要事業	<ul style="list-style-type: none"> 文化財関連指定管理5施設の管理運営 指定管理施設以外の施設、史跡管理 		
市が期待する役割	横浜に関係した歴史の理解に資する国内外の資料や文化財の調査、研究、収集、保管及び公開をして、歴史や文化財に関する普及啓発を行い、ふるさと意識の醸成及び市民文化の発展を担うこと。		

方針	事業等の再整理が必要な団体 （協約を締結 する ・ しない）
	<p>当該団体は、文化財の保存・調査・研究・活用という、公益的使命を十分に果たしていると認められる団体であるが、さらなる効率的な運営を図るため、外部意見も取り入れながら、今後の方向性を明らかにしていく。</p> <p>文化財施設の今後の方向性については、外部有識者等の意見も取り入れながら、団体と協議検討し、明確にしていきます。ただし、条例により設置された公の施設であり、また、多数の資料が寄贈・寄託されていることから、議会や寄贈・寄託者との関係など、様々な点を考慮して慎重に検討していく必要があります。また、公益財団法人への移行を契機として、非常勤役員の削減など組織の効率化をすすめます。</p>
	<p>【横浜市外郭団体等経営改革委員会 提言】</p> <p>事業等の再整理が必要な団体</p> <p>団体運営（公益的使命等）の実現及び財務状況の改善に向け、事業の統廃合を伴う経営改革を進めるべきもの。</p>

具体的な取組	<p>① 団体の役割（公益的使命、市の関与の見直し）</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後の施設のあり方などについては、団体と横浜市で協議をし、費用対効果の検証なども含めて、23年度中を目標として方向性をまとめます。
	<p>② 財務改善（市の財政支援）</p> <ul style="list-style-type: none"> 市からの補助金を削減し、より魅力ある自主事業を増やすなど事業収入の増加を図ります。 非常勤役員の削減を公益財団法人化に併せて実施します。
	<p>③ 人事組織（市の人的支援）</p> <ul style="list-style-type: none"> 市派遣職員を23年度は、2名から1名に削減します。 学芸員の弾力的運用や総務事務の集中化などの視点から執行体制の見直しを行い、組織の効率化を図ります。

団体と協議の上確定 協約項目案	今後の施設のあり方については、市と協力して23年度中に方向性をまとめます。
	指定管理料を3年間で1%削減します。
	非常勤役員を削減するとともに、効率的な組織体制を構築します。
	人材育成プログラムを策定し、職員研修を実施していきます。

スケジュール	項目	23年度	24年度	25年度	26年度以降
	施設の今後の方向性	検討	まとめ	実施	
	非常勤役員の削減	実施			
	学芸員の弾力的運用	取組実施			

財団法人 横浜市ふるさと歴史財団

団体概要 (平成22年7月1日現在)

所在地	横浜市都筑区中川中央1-18-1	(TEL)	912-7771
URL	http://www.rekihaku.city.yokohama.jp	設立	平成4年9月30日
代表者	理事長 高村 直助	(平成17年7月1日 就任)
資本金	100,000 千円 (うち本市出資額・割合	100,000 千円	・ 100.0%)
主務官庁	神奈川県教育委員会 (総務局行政班)		
市所管課	教育委員会事務局生涯学習文化財課		
設立目的	横浜に関係した歴史の理解に資する国内外の資料や文化財の調査、研究、収集、保管及び公開を行うとともに、歴史や文化財に関する普及啓発を行い、もって、ふるさと意識の醸成及び市民文化の発展に寄与することを目的とする。		

提言

横浜市外郭団体等経営改革委員会

団体分類	<p>事業等の再整理が必要な団体</p> <p>〔小分類：団体運営（公益的使命等）の実現及び財務状況の改善に向け、事業の統廃合を伴う経営改革を進めるべきもの〕</p>
※次期協約期間（平成23年度から平成25年度まで）	
<p>経営改革の方向性 ①</p> <p>文化財の保存・調査・研究・活用については、高い公益性が認められるが、利用者が極端に少ない施設もあることから、施設ごとに費用対効果の検証を行い、平成23年度中に統合も含めて今後の方向性を明確にすること。</p> <p>【補足または条件・整備すべき環境】</p> <ul style="list-style-type: none"> 横浜都市発展記念館、横浜ユーラシア文化館については、非常に良い立地条件にも関わらず、利用者が少ない現状を踏まえ、抜本的な改革を検討すること。 検討にあたっては、寄贈者・寄託者の意向や、収蔵・調査研究スペースの確保なども踏まえて進めていく必要がある。 	
<p>経営改革の方向性 ②</p> <p>非常勤役員の削減および学芸員の弾力的運用を図るなど、平成23年度中に現場中心の組織体制にして、組織体制のスリム化・効率化に取り組み、運営コストの削減を図ること。</p> <p>【補足または条件・整備すべき環境】</p> <ul style="list-style-type: none"> 学芸員については、専門分野以外でも幅広く活用し、柔軟にローテーションするなど、少ない人員で効率的に運営できる体制を整えること。 指定管理が非公募の方針となったことや公益法人への移行を契機として、施設ごとに行っている経理等の総務部門の集約化など、業務の改善と組織の効率化を図ること。 	
～ 委員会における主な参考意見 ～	
<p>● 方向性②関連</p> <ul style="list-style-type: none"> 複数の外郭団体の総務部門を1箇所にとまとめアウトソーシングすることにより、経費の大幅な削減が図れるのではないかと。 	

【横浜市市民局】 団体ごとの経営改革に関する方針案

財団法人横浜市男女共同参画推進協会

団体概要（平成22年7月1日現在）

所在地	横浜市戸塚区上倉田町435番地1	設立	昭和62年10月1日
基本金	30,000 千円（うち本市出資額・割合 30,000 千円 ・ 100.0%）		
市所管課	市民局男女共同参画推進課		
主要事業	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画についての資料や情報の収集及び提供 男女共同参画に関する相談 男女共同参画に関する調査研究及び広報啓発ならびに講座等の開催 		
市が期待する役割	男女共同参画に関する施策を実施し、市民及び事業者が自ら行う男女共同参画を推進する取組を援助育成し、男女共同参画社会の実現に貢献すること		

方針

引き続き経営努力が必要な団体

（協約を締結 **する** ・ しない）

安定的な運営を行い、更なる財務力及び組織力の強化を図るとともに、市民の多様なニーズに基づく事業を実施し、男女共同参画社会の実現を図る。

財務力の強化を図るため、更なる収入の増加並びに協働・共催による事業費支出及び内部経費の削減に努めるとともに、人的資源を最大限に活用し、人事評価制度の運用を進めるなど、中長期的な視野を持って、組織力の強化に取り組みます。
また、就業支援、課題別情報提供講座、自助グループ支援等の事業を有機的に連携させ、一人ひとりの関心とニーズに応じた総合的・継続的なサービスを提供します。

【横浜市外郭団体等経営改革委員会 提言】

引き続き経営努力が必要な団体

引き続き、現在の団体運営及び財務状況を維持するとともに、さらなる経営努力をつづけるべきもの

具体的な取組

- ① 団体の役割（公益的使命、市の関与の見直し）
 - 男女共同参画の推進に取り組む市民グループやNPO等との協働事業にも積極的に取り組み、男女共同参画社会の裾野を拡大します。
 - 施設管理や事業運営について、利用者満足度や市民ニーズ、採算性等の視点から評価し、PDC Aサイクルに基づき、改善を図ります。
- ② 財務改善（市の財政支援）
 - 企業からの助成金や国、県、市等からの事業受託料収入の向上など、主体的かつ積極的に自主財源の確保に努めます。
- ③ 人事組織（市の人的支援）
 - 市職員の派遣解消とともに、固有職員の積極的登用を図ります。
 - 人事考課の給与への反映について、市の制度を踏まえて導入していきます。

団体と協約項目の上確定

- 経常収益の総額に占める自主財源の比率の増加：平成25年度16.3%以上（平成21年度実績：15.5%）
- 横浜市男女共同参画センター（3館）の来館者数の増加：平成25年度 86万9千人以上（平成21年度実績：854,784人）
- 男女共同参画推進協会主催・共催の講座等の参加者数の増加：平成25年度 7万4千人（平成21年度実績：70,724人）

スケジュール	項目	23年度	24年度	25年度	26年度以降
	市の行動計画に合わせた事業の見直し	→			
	課題解決型事業の拡充	→			
	組織の基盤強化のための自己評価システムの確立		→		

財団法人横浜市男女共同参画推進協会

団体概要

(平成22年7月1日現在)

所在地	横浜市戸塚区上倉田町435-1	(TEL) 862-5053
URL	http://www.woman.city.yokohama.jp	設立 昭和62年10月1日
代表者	理事長 合田 加奈子	(平成22年7月1日 就任)
資本金	30,000 千円 (うち本市出資額・割合	30,000 千円 ・ 100.0%)
主務官庁	神奈川県県民部人権男女共同参画課	
市所管課	市民局男女共同参画推進課	
設立目的	女性を取り巻く様々な問題を解決しようとする市民の主体的な活動を援助育成し、男女共同参画社会の実現に資することを目的とする。	

提言

横浜市外郭団体等経営改革委員会

団体分類	引き続き経営努力が必要な団体 〔小分類：引き続き、現在の団体運営及び財務状況を維持するとともに、さらなる経営努力をつづけるべきもの〕
※次期協約期間 (平成23年度から平成25年度まで)	
経営改革の方向性 ①	
男女共同参画の実現に向けた課題解決を支援する専門的機関として、関係機関・民間団体との連携・役割分担の強化や利用者の意見の反映を進め、より効果的な事業展開を図ること。また、事業効果や組織運営の効率化について、引き続き評価と見直しを行うこと。	
【補足または条件・整備すべき環境】	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 困難を抱える女性の支援は総合相談をベースに個々の利用者に寄り添った支援を組み立てている。 ・ 広く市民の多様なニーズの把握に努め、利用者の意見や事業実績と合わせて、事業の見直しへ反映させる取組をより強化すること。 ・ 他機関と類似の事業がある場合は、内容の差別化を行うなど、事業の重複に留意すること。 ・ 次回(H27～)の指定管理者の選定に際しては事業の専門性や今後の事業成果と効率化の取組に対する評価に基づいて慎重に行うこと。 	
経営改革の方向性 ②	
管理部門を含めた人材育成・登用を計画的に進め、自立性・専門性を高めた組織運営と人材登用に関する施策を着実に実行すること。	
～ 委員会における主な参考意見 ～	
<ul style="list-style-type: none"> ● 方向性①関連 <ul style="list-style-type: none"> ・ 個別の事業については理解できるが、広く一般市民のニーズに十分応えられているのか調査する必要がある。 ・ 建物等の管理中心から利用者に対する支援事業へ、より重点を移行していく方が、事業成果の向上につながるのではないか。 	

【横浜市健康福祉局】 団体ごとの経営改革に関する方針案

財団法人 寿町勤労者福祉協会

団体概要（平成22年7月1日現在）

所在地	横浜市中区寿町4丁目14番地	設立	昭和49年3月30日
基本金	1,000千円（うち本市出資額・割合	550千円	55.0%）
市所管課	健康福祉局 生活福祉部 保護課		
主要事業	<ul style="list-style-type: none"> 診療事業（寿町診療所[内科・小児科・精神科及び精神科デイケア]昭和54年7月開設） 施設運営事業（図書室、娯楽室、会議室等直営事業及び浴場、ロッカー室等の委託事業の管理運営） 寿生活館管理運営事業（横浜市寿生活館2階～4階の管理運営）[指定管理] 		
市が期待する役割	寿町総合労働福祉会館（横浜市寿町住宅を除く）の管理運営を適切かつ効率的に行うことにより、地域の労働者等の福利厚生および勤労意欲の高揚に寄与すること。		

引き続き経営努力が必要な団体

（ 協約を締結 **する** ・ しない ）

地域における利用者ニーズに沿ったサービスを、継続的・安定的に提供していくために、財務の改善や人材育成等に取り組む。

方針

寿地区における労働者等の福利厚生施設としての役割は重要であると共に、診療事業については、非常に公益性が高く、需要も伸びており、今後も継続的・安定的に運営していただけるよう診療スタッフの確保や、固定費の縮減により、継続可能な体制を構築します。

【横浜市外郭団体等経営改革委員会 提言】

引き続き経営努力が必要な団体

引き続き、現在の団体運営及び財務状況を維持するとともに、さらなる経営努力を続けるべきもの

具体的な取組

① 団体の役割（公益的使命、市の関与の見直し）

- ・ 労働者の福利厚生をはじめ、住民相互の交流など労働者等のニーズを事業に反映させます。
- ・ 会館利用者のニーズ調査を実施し、ボランティアや区民活動センター等の外部講師による会館利用者を対象とした自己啓発教室を年6回実施します。

② 財務改善（市の財政支援）

- ・ 団体における中期経営計画を策定し実現に向けて取り組みます。
- ・ 診療所の固定費等の見直しを図り、診療事業の黒字化に向け収支改善に取り組みます。

③ 人事組織（市の人的支援）

- ・ 新公益法人制度への移行に合わせた人事組織面での整備に取り組み、理事・評議員等の役員体制を見直しと共に、給与体系の見直しを行い、固有職員がマネジメントを学び、経営を担っていく素地を作ります。

協約項目案
団体と協議の上確定

- ・ 利用者向けの自己啓発教室を年6回実施します。
- ・ 診療所の固定費等の見直しを図り、診療事業の黒字化に向け収支改善に取り組みます。
- ・ 人件費の見直しを行い、プロパー職員の給与水準を、平成22年度比5%以上の減額を実施します。

項目	23年度	24年度	25年度	25年度以降
利用者向け事業実施	→			
診療事業収支の改善	→			
人件費の削減	→ (段階的に減額)			

財団法人寿町勤労者福祉協会

団体概要 (平成22年7月1日現在)

所在地	横浜市中区寿町4丁目14番地	(TEL)	662-0503
URL	http://www002.upp.so-net.ne.jp/k-kinroukyou/	設立	昭和49年3月30日
代表者	理事長 有木 文隆	(平成20年4月1日 就任)
資本金	1,000 千円 (うち本市出資額・割合	550 千円	・ 55.0%)
主務官庁	神奈川県商工労働局労働部労政福祉課		
市所管課	健康福祉局保護課援護対策担当		
設立目的	寿町総合労働福祉会館(横浜市寿住宅を除く。)の管理運営を適切、かつ、能率的に行うことにより労働者の福利厚生を図り、もって労働者の勤労意欲の高揚に資することを目的とする。		

提言 横浜市外郭団体等経営改革委員会

団体分類	引き続き経営努力が必要な団体 〔小分類：引き続き、現在の団体運営及び財務状況を維持するとともに、さらなる経営努力を続けるべきもの〕
※次期協約期間(平成23年度から平成25年度まで)	
経営改革の方向性 ①	
事業の公益性は非常に高く、需要も伸びていることから、事業を将来にわたり継続的・安定的に実施できるよう、市と連携して課題の解決へ向けて早急に対策を講ずること。	
【補足または条件・整備すべき環境】	
<ul style="list-style-type: none"> 対象者の高齢化、生活保護受給者の増大、地区の簡易宿泊所の増加など、需要が伸びている一方で、医師が高齢化し、非常勤医療スタッフが頻繁に入れ替わり、建物の老朽化が進んでいる状況にある。 担い手である医師の高齢化に対しては、新たな人材の確保も含めて、継続可能な体制の整備を早急に行っていく必要がある。 	
経営改革の方向性 ②	
非常勤役員を削減し、現場の体制を強化した組織とすること。 また、現場をよく知るプロパー職員が経営を担っていけるよう、人材育成計画を平成22年度中に策定すること。	
【補足または条件・整備すべき環境】	
<ul style="list-style-type: none"> 現在の理事長は市OBだが、現場をよく知る固有職員がマネジメントを学び経営を担っていくことが望ましい。市も協力して固有職員の育成に取り組む必要がある。 	

【横浜市経済観光局】 団体ごとの経営改革に関する方針案

財団法人木原記念横浜生命科学振興財団

団体概要（平成22年7月1日現在）

所在地	横浜市鶴見区末広町1丁目6番地	設立	昭和60年3月12日
基本金	810,073 千円（うち本市出資額・割合 500,000 千円・61.7%）		
市所管課	経済観光局新産業振興課		
主要事業	<ul style="list-style-type: none"> 共同研究事業、学術奨励事業、生命科学知識普及事業 千葉・神奈川バイオ産業広域連携事業、新産業産学連携促進事業、バイオ分野振興事業等 横浜バイオ産業センター事業、横浜バイオ医薬品研究開発拠点整備事業 		
市が期待する役割	本市が掲げる「ライフサイエンス都市横浜」構想のもと、学術奨励・知識普及等の事業活動や、ライフサイエンス分野の産学官連携の中核的推進機関として革新的な研究開発や技術革新が促進される産業クラスター形成を目指す役割を担っている。		

方針	<p>引き続き経営努力が必要な団体（協約を締結 する ・ しない）</p> <p>22年度中に策定する中期経営計画に基づき、「横浜バイオ産業センター」入居率の向上・維持などの経営の安定化や、経営に関する知識が豊富な人材を登用するなどの組織力の強化を図る</p> <p>経営、組織体制、人材育成の面で今後の方向性を明確にするための中期経営計画を策定します。特に、組織運営に不可欠な財団の経営面を安定させるため、事業収入のうち自主財源の大半を占める横浜バイオ産業センター（YBIC）入居率の向上・維持を図ります。</p> <p>【横浜市外郭団体等経営改革委員会 提言】</p> <p>引き続き経営努力が必要な団体</p> <p>引き続き、現在の団体運営及び財務状況を維持するとともに、さらなる経営努力を続けるべきもの</p>
	<p>① 団体の役割（公益的使命、市の関与の見直し）</p> <ul style="list-style-type: none"> 産学官ネットワークに加入する企業等を増加するため、これまでのホームページやメールマガジン発行、バイオ系の展示会などでの広報活動に加え、千葉との広域連携によるセミナーやシンポジウムなどの事業活動の中で、広範なネットワークづくりに向けたPR活動を進めます。 高入居率維持のため、各種イベントでのPR活動や個別営業活動のほか、事業プロジェクトの拠点として活動期間中に事業主体へ貸し出すなど、入居勧誘活動を工夫します。 横浜バイオ産業センター（YBIC）入居企業に対するアンケートを実施し、ニーズに応えることで施設の利用満足度を高め、入居率維持に努めます。 <p>② 財務改善（市の財政支援）</p> <ul style="list-style-type: none"> 23年度に稼働するバイオ医薬品研究開発拠点の運営を軌道に乗せるため、企業や研究機関との協議の場の設定や、安定的・継続的に利益を出せるように拠点の利用促進を図るための連携体制構築に向けた検討を行い、運営事業者から利益の一部還元を受ける仕組みを作ります。 預金金利等の低下に伴い、運転資金として市から貸し付けている基金運用益緊急補填事業貸付金（安定化資金）の返還条件の見直しを行います。また、既に積み立ててある860万円については市に返還します。 <p>③ 人事組織（市の人的支援）</p> <ul style="list-style-type: none"> 市派遣職員を一部引き上げることに伴い、バイオの専門知識を持つ人材に加え、経営に関する知識が豊富な人材の登用を図り、組織力を強化します。
団体と協約の上確定	<ul style="list-style-type: none"> 高入居率の維持：入居率90.7%以上（21年度実績：68.8%） バイオ医薬品研究開発拠点の利益の一部還元に向けた仕組みづくり 産学官ネットワークに加入する企業等の増加：25年度 425社・人以上（21年度実績：376社・人、13.0%増） 安定化資金の一部返還：24年度までに860万円（21年度実績：0円、総額の23.9%返還） 経営や研究の知識・経験の高い人材の登用：23年度 2人（21年度実績：0人）

項目	23年度	24年度	25年度	26年度以降
YBIC入居勧誘活動	実施			
事業者からの利益の一部還元に向けた仕組み作り	企業、研究機関との協議、運用開始			
産学官ネットワーク会員数の増加	千葉との広域連携事業推進			
安定化資金の一部返還	実施			
経営知識の高い人材登用	採用 人材育成			

財団法人木原記念横浜生命科学振興財団

団体概要 (平成22年7月1日現在)

所在地	横浜市鶴見区末広町1丁目6番地	(TEL)	502-4810
URL	http://www.kihara.or.jp	設立	昭和60年3月12日
代表者	理事長 梅田 誠	(平成13年4月1日 就任)	
資本金	810,073 千円 (うち本市出資額・割合	500,000 千円 ・	61.7 %)
主務官庁	神奈川県政策局政策調整部総合政策課		
市所管課	経済観光局新産業振興課		
設立目的	生命科学における大学や研究機関と産業界等との共同研究の組織化を推進し、その有機的連携を図るとともに、学術交流及び学術奨励を行い、広く社会に生命科学研究の重要性を伝え、もって神奈川県内の生命科学の振興とその応用による産業の活性化に寄与する。		

提言

横浜市外郭団体等経営改革委員会

団体分類	<p>引き続き経営努力が必要な団体</p> <p>〔 小分類：引き続き、現在の団体運営及び財務状況を維持するとともに、さらなる経営努力を続けるべきもの 〕</p>
※次期協約期間 (平成23年度から平成25年度まで)	
<p>経営改革の方向性 ①</p> <p>平成21年度に開設したバイオ産業センター(YBIC)は、事業収入が自主財源の大きな割合を占めることから、入居率を向上・維持し安定的な財務収支を確保すること。</p> <p>【補足または条件・整備すべき環境】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Y B I C は事業計画上、今後も入居率を90%以上に保つ必要がある。 	
<p>経営改革の方向性 ②</p> <p>施設の運営については、政策目標と対象企業の明確化を行うこと。さらに、団体収支の健全性を確保した上で、入居条件の設定や、業績等に応じて利益の一部を還元させるなど、企業負担の見直しと団体の経営改善に資する措置を講ずること。</p>	
<p>経営改革の方向性 ③</p> <p>横浜市として引き続きバイオベンチャー支援を行うのであれば、ライフサイエンスの専門家だけでなく、民間の企業経営、財務の専門家を登用するなど、起業の成功に対して真に必要で効果的な支援となるよう、体制の見直しを図ること。</p> <p>～ 委員会における主な参考意見 ～</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 方向性①関連 <ul style="list-style-type: none"> ・ 専門性と十分なバックオフィス機能を有する、民間のベンチャー企業支援事業者は、一定程度存在している。そのような企業に施設の運営を委ねることも検討してもよいのではないか。 	

【横浜市経済観光局】 団体ごとの経営改革に関する方針案

財団法人横浜市消費者協会

団体概要（平成22年7月1日現在）			
所在地	横浜市港南区上大岡西1丁目6番1号 ゆめおおおかオフィスタワー 4階	設立	昭和54年3月30日
基本金	5,000 千円（うち本市出資額・割合 5,000 千円 ・ 100.0%）		
市所管課	経済観光局 消費経済課		
主要事業	<ul style="list-style-type: none"> 横浜市消費生活総合センター事業（～H22年度：指定管理者、H23～27年度：指定管理候補者） 計量事業（計量法に基づく市の公示で定められた特定計量器定期検査の実施・市から受託） 消費者教育及び啓発並びに消費者活動支援事業 		
市が期待する役割	<ul style="list-style-type: none"> 消費者教育、啓発及び消費者活動支援並びに消費者保護事業の推進や、市民の相談窓口を運営することによって、消費者利益の擁護及びその増進、市と連携した消費者被害の救済及び未然・拡大防止を図り、もって横浜市民の安全で快適な消費生活の実現に寄与すること。 市内消費者のニーズに対応するために団体の専門性を高めるとともに、財務及び人事組織の自主改善を常に図ることで効率的な運営を実現し、コストパフォーマンスに優れた団体を目指すこと。 		

引き続き経営努力が必要な団体（協約を締結 **する** ・ しない）

現在の団体運営及び財務状況を改善するとともに、消費生活相談をはじめとした各事業分野の専門性を高めることで、市内の消費者自らが問題解決できるような支援及び被害救済に寄与し、団体の存在意義を高めます。

近年複雑・高度化する消費生活相談や、消費者教育・啓発等の事業は高い公益性が認められることから、これらの専門性・独自性を高めることで団体の存在意義が高まると考えられます。また、今後の公益法人認定の申請及び23年度からの次期指定管理にあわせて、組織運営・人材育成に関する施策及び貸会議室運用の効率的な見直しについては、22年度中にとりまとめます。

【横浜市外郭団体等経営改革委員会 提言】

引き続き経営努力が必要な団体

引き続き、現在の団体運営及び財務状況を維持するとともに、さらなる経営努力を続けるべきもの

方針

具体的な取組

- ① 団体の役割（公益的使命、市の関与の見直し）
 - 固有職員のマネジメント能力の向上や、研修の充実による相談員の相談対応能力の向上を図る等専門性が高く、コストパフォーマンスに優れた団体運営を目指します。
 - 消費者被害の未然防止を推進するために、新たな消費者教育・啓発手法を立案し、効果的・効率的な事業運営を図ります。
- ② 財務改善（市の財政支援）
 - 中期経営計画を策定し、今後の中長期的な事業費等を精査することで、総コスト削減の具体的な取組を明確にします。特に、管理部門も含めた各部門・事業毎の徹底的な見直しと、業務量の把握に基づく適正な人員配置等を推進し、常に費用対効果を検証することで、経費の必要最小化に努めます。また、新たな収入源の確保を目指し、団体の保有する人材や事業ノウハウ等の経営資源を一から洗い出します。
 - 貸会議室事業について、稼働率の向上や利用目的による料金等運用方法の見直しを行い、より効率的・効果的な運用を図ります。また、23年度からの次期指定管理にあわせて、事業見直し計画を22年度中にとりまとめます。
- ③ 人事組織（市の人的支援）
 - 公益法人認定に向けた役員体制の見直し及び固有職員の人材育成計画について、22年度中に検討結果をとりまとめます。
 - 公益法人認定申請までに当団体の課題を抽出し、検討結果をとりまとめます。

団体と協約の上 協約項目案	中期経営計画の策定・実施・検証：毎年度の振り返り実施。進捗度及び改善策等の公表、次年度以降の事業への反映
	人材育成計画の活用：22年度中に策定する計画に基づいた目標に対する段階的な実施
	貸会議室の運用：稼働率の向上（21年度実績：約43%）
	消費者教育・啓発への取り組み強化：大学等との連携など
	財務の改善：固定経費等の見直しなど

スケジュール	項目	23年度	24年度	25年度	26年度以降
	人材育成計画	(取組実施)	→	→	→
	中期経営計画	(策定)	(取組実施)	→	→
	貸会議室の運用見直し	(取組実施)	→	→	→
	公益法人化	(課題整理・申請・認定)	→	→	→

（※26年度：両計画の次期計画の策定）

財団法人横浜市消費者協会

団体概要 (平成22年7月1日現在)

所在地	神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目6番1号 ゆめおおおかオフィスタワー4階	(TEL)	845-7722
URL	http://www.yokohama-consumer.or.jp/vsk/index.html	設立	昭和54年3月30日
代表者	理事長 日和佐 信子	(平成17年4月1日 就任)
資本金	5,000 千円 (うち本市出資額・割合	5,000 千円	・ 100.0%)
主務官庁	神奈川県県民局くらし文化部消費生活課		
市所管課	経済観光局消費経済課		
設立目的	消費者教育及び啓発並びに消費者活動支援事業を推進することによって、消費者の利益の擁護及びその増進を図り、もって横浜市民の安全で快適な消費生活の実現に寄与することを目的とする。		

提言

横浜市外郭団体等経営改革委員会

団体分類	引き続き経営努力が必要な団体 (小分類: 引き続き、現在の団体運営及び財務状況を維持するとともに、さらなる経営努力を続けるべきもの)
※次期協約期間 (平成23年度から平成25年度まで)	
経営改革の方向性 ①	
効果的・効率的な運営に向け事業・組織の評価・見直しを行うとともに、消費者の自立支援及び被害救済の充実を図ること。	
【補足または条件・整備すべき環境】	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者庁が設置され、消費者安全法の施行により消費生活センターが法的に位置づけられた。また、県に地方消費者行政活性化基金が設けられ、21年度から運営に活用している。 ・ 前回の指定管理者の公募(H18~22)を契機に事業の見直しや効率化が進んだ点を踏まえ、非公募となった今後5年間(H23~27)についても、見直しや効率化の取組みが停滞することのないよう、評価・検証を的確に実施すること。 ・ 相談業務は労働集約型の事業であることから、事業の拡充が単純なコストアップにつながらないよう、引き続き努力すること。 	
経営改革の方向性 ②	
貸会議室については、稼働率の向上や利用目的による料金の差別化など、より効果的な利用となるよう、23年度からの見直しに向け、22年度中に検討結果をとりまとめること。	
【補足または条件・整備すべき環境】	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 貸会議室の稼働率は約40%であり、本来目的である消費者団体の利用は全体の8%程度に留まっている。将来的には、用途の転換も含めてあり方を検討すること。 	
経営改革の方向性 ③	
公益認定を見据え、役員体制の見直しを行うとともに、固有職員の育成・登用計画を着実に実施すること。	
～ 委員会における主な参考意見 ～	
● 方向性①関連	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者行政にどれだけ予算を使うかという根本的な問題はあるが、消費者問題に長く関わってきた経験からすれば、予算や施策の拡充につながるよう、より実績を上げていくことを求めたい。 ・ 高齢者や若者に対する情報伝達が課題であり、引き続きこの点の対策の強化が求められる。 ・ 人件費の見直しの中では、教育研修費は意外と大きいため、有期契約の嘱託員に対する教育費でコスト的な無駄が生じないよう留意していく必要がある。 	
● 方向性②関連	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 室料収入としても年間140万円程度である点を踏まえると、協会の本来的業務とはいえない。 	
● 方向性③関連	
<ul style="list-style-type: none"> ・ トップが頻繁に代わる傾向が見られるが、より継続性をもって取り組むことが望まれる。 	

【横浜市経済観光局】 団体ごとの経営改革に関する方針案

財団法人横浜市シルバー人材センター

団体概要（平成22年7月1日現在）

所在地	横浜市港南区上大岡西一丁目6番1号 オフィスタワー13F	設立	昭和55年10月1日
基本金	10,000 千円（うち本市出資額・割合 10,000 千円 ・ 100.0%）		
市所管課	経済観光局雇用労働課		
主要事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 臨時的かつ短期的就業又はその他軽易な就業を希望する高齢者のために、就業機会を確保し、組織的に提供する。 ・ 臨時的かつ短期的就業又はその他軽易な就業を希望する高齢者のために、無料の職業紹介事業又は一般労働者派遣事業を行う。 ・ 高齢者に対し、就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習を行う。 		
市が期待する役割	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康で働く意欲を持つ高齢者に、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業の機会を確保し、提供することで高齢者の生きがいの充実を図るとともに、高齢者に対する就業施策の一つとしての役割を担い、もって活力ある地域社会づくりに寄与する。 		

引き続き経営努力が必要な団体

（協約を締結 **する** ・ しない）

団体の設立目的である高齢者への就業機会の確保と提供について、一層の努力を行うとともに、自立した運営に向け経営改善を進める。

高齢社会が進展する中で、団体の存在意義は高まっています。高齢者の意欲、経験、能力に応じた多様な働き方へのニーズに応え、就業機会を確保し、提供するという団体の公益的使命を果たすために、引き続き受注拡大の努力を続けます。
地域のニーズと結びついた、地域活性化に貢献する多様な事業展開を進めます。

方針

【横浜市外郭団体等経営改革委員会 提言】

引き続き経営努力が必要な団体

引き続き、現在の団体運営及び財務状況を維持するとともに、さらなる経営努力を続けるべきもの

具体的な取組

① 団体の役割（公益的使命、市の関与の見直し）

- ・ 景気低迷等の影響があつて、受注減、就業人員の減が続いています。会員講習会の充実や、PR活動など受注開拓活動を行い、受注件数増の取組を進めます。
- ・ 地域のニーズに対応した新たな就業分野の開拓について、担い手となる会員の増強や受注の仕組みづくり、区役所との連携など総合的に検討し、事業展開を図ります。

② 財務改善（市の財政支援）

- ・ つなぎの運転資金としての横浜市からの短期借入金の解消を図るために、資金計画、事業見通しと連動した長期計画を策定します。

③ 人事組織（市の人的支援）

- ・ 公益財団法人への移行と合わせ、役員数の見直しを行います。
- ・ 中期的な職員配置計画を策定し、人件費を抑制します。

団体と協約の上
協約項目案
の確定

- ・ 新たな就業分野の開拓と事業展開を図ります。
- ・ 短期借入金の解消に向けた長期計画を策定し、実施します。
- ・ 公益財団法人への移行に向け、役員数を見直します。
- ・ 嘱託職員や臨時職員の活用などを進め、人件費を抑制します。

スケジュール	項目	23年度	24年度	25年度	26年度以降
	新たな事業展開	仕組みの検討	取組実施	本格実施	
	短期借入金解消	長期計画の策定	計画に基づく実施		
	役員数の見直し	役員選任	申請	新法人移行	
	人件費抑制	計画に基づき実施			

財団法人横浜市シルバー人材センター

団体概要 (平成22年7月1日現在)

所在地	神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目6番1号 オフィスタワー13F	(TEL)	847-1800
URL	http://www.yokohamacity-silvercenter.or.jp/	設立	昭和55年10月1日
代表者	理事長 守屋 直	(平成22年4月1日 就任)
資本金	10,000 千円 (うち本市出資額・割合	10,000 千円	・ 100.0%)
主務官庁	神奈川県商工労働局労働部雇用対策課		
市所管課	経済観光局雇用労働課		
設立目的	高年齢者に臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業の機会を提供し、生きがいの充実及び福祉の増進を図り、活力ある地域社会づくりに寄与する。		

提言 横浜市外郭団体等経営改革委員会

団体分類	引き続き経営努力が必要な団体 〔小分類：引き続き、現在の団体運営及び財務状況を維持するとともに、さらなる経営努力を続けるべきもの〕
※次期協約期間 (平成23年度から平成25年度まで)	
経営改革の方向性 ①	
<p>受注が漸減し会員数も減少している状況を踏まえ、団体の公益的使命の達成のためにも、受注を増やすことが必要である。受注開拓にあたる職員や会員の教育・研修や、市民へのPRを着実にを行い、民業や他制度ではカバーされないシルバー事業に相応しい業務の開拓を進めるなど、受注増への取組を強化すること。</p> <p>【補足または条件・整備すべき環境】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高年齢者の就業を通じて生きがいの充実や社会貢献、健康増進、地域づくり等につなげるという公益的使命を担っている。 ・ 高齢化が進んでいる上、生きがいよりも生活費を得るために会員となる高齢者も増えている一方、景気低迷の影響もあり、平成19年度以降は受注件数が漸減傾向にあり、また会費制導入もあって会員数が減少している。 ・ シルバー人材センターが斡旋する業務は、高年齢者の臨時的かつ短期的な就労またはその他軽易な業務に限られ、ハローワークや民間人材派遣とは役割分担がされている。 	
経営改革の方向性 ②	
<p>財務の自立性・安定性を高めるため、実質的な運転資金に充当している市からの短期貸付金について見直しを行い、解消に向けた長期計画を策定すること。</p> <p>【補足または条件・整備すべき環境】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市の厳しい財政状況も踏まえ、運転資金支払積立資産の保有を認めるなど、実現可能性のある方策の検討をさらに進めること。 	
経営改革の方向性 ③	
<p>会員や臨時的職員の活用をさらに進めることや管理職数の見直しなど、人件費削減策を、平成22年度中にとりまとめること。</p> <p>【補足または条件・整備すべき環境】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年齢構成と管理職比率が高く、人件費が高くなっている。アルバイトや嘱託、会員の活用を進めることで、さらなる経費の削減を行うこと。 	